

● 確認申請等手数料（令和7年4月1日～）

(1)の額に、(2)又は(3)の額を加算した額

(1) 確認申請・完了検査手数料

種 別	床面積の合計（A）	確認申請 手 数 料	完了検査申請 手 数 料
建 築 物	$A \leq 30 \text{ m}^2$	8,000 円	14,000 円
	$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	15,000 円	18,000 円
	$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	28,000 円	23,000 円
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	33,000 円	32,000 円
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	49,000 円	53,000 円
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	68,000 円	73,000 円
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	200,000 円	170,000 円
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	320,000 円	270,000 円
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	610,000 円	510,000 円
建築設備		12,000 円	18,000 円
工 作 物		11,000 円	12,000 円

※ 計画変更する場合の手数料算定の基となる床面積

【岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号】

- ・ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2
- ・ 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積

※ 移転、大規模の修繕・模様替え又は用途変更する場合の手数料算定の基となる床面積

【岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第3号】

- ・ 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の1/2

※ 建築設備の計画変更は 6,000 円、工作物の計画変更は 6,000 円

(2) 加算する確認申請手数料（住宅等の省エネ性能を仕様基準で評価する場合）

建築物の用途	床面積(※)の合計（A）	加算額
一戸建ての住宅	$A < 200 \text{ m}^2$	13,000 円
	$200 \text{ m}^2 \leq A$	15,000 円
共同住宅等 （長屋、寄宿舍、下宿）	$A < 300 \text{ m}^2$	24,000 円
	$300 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	38,000 円
	$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$	60,000 円
	$5,000 \text{ m}^2 \leq A$	78,000 円

※ 建築物の省エネ性能を仕様基準で判定する部分の床面積

(3) 加算する完了検査申請手数料（建築物（新3号建築物を除く）の省エネ性能を検査する場合）

名称	床面積(※)の合計（A）	加算額
建築物	$A < 200 \text{ m}^2$	7,000 円
	$200 \text{ m}^2 \leq A < 500 \text{ m}^2$	9,000 円
	$500 \text{ m}^2 \leq A < 1,000 \text{ m}^2$	20,000 円
	$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	23,000 円
	$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	84,000 円
	$10,000 \text{ m}^2 \leq A$	120,000 円

※ 建築物の省エネ性能を検査する部分の床面積